

平成25年4月16日

## 平成25年職種別民間給与実態調査の実施について

人事院は、公務員の給与と民間従業員の給与を比較するための資料を得ることを目的として、平成25年職種別民間給与実態調査を実施します。その概要は次のとおりです。

- 1 調査期間 5月1日(水)～6月18日(火) (49日間)
- 2 調査対象事業所 企業規模50人以上で、事業所規模50人以上の事業所 約12,500所  
母集団事業所数・・・約56,300所
- 3 調査の方法 人事院と、47都道府県、20政令指定都市、特別区及び和歌山市の69人事委員会が分担し、職員が直接事業所を訪問して調査を行う。  
調査員・・・・・・・・約1,100人

### 4 調査の内容

#### (1) 事業所単位で行う調査事項

- ① 賞与及び臨時給与の支給総額
- ② 毎月きまって支給する給与の支給総額
- ③ 本年の給与改定等の状況・・・ベース改定、定期昇給の状況、賞与の支給状況等
- ④ 家族手当・住宅手当の支給状況
- ⑤ 時間外労働の割増賃金率の状況
- ⑥ 雇用調整の状況・・・平成25年1月以降における措置の状況、4月分給与の減額の状況等
- ⑦ 定年退職後の継続雇用制度等の状況 【新規】  
 ・・・・公的年金支給開始年齢引上げに関連して定年前常勤従業員及び再雇用者の給与の取扱いについて次の事項  
 ・給与水準の変更の有無  
 ・各種手当制度の有無等

- (2) 従業員別に行う調査事項 ・・・・月例給の民間との比較の基礎として、役職、年齢、学歴等従業員の属性とその4月分所定内給与月額 (4月分のきまって支給する給与総額と、そのうちの時間外手当額、通勤手当額)

調査職種78  
うち初任給関係19

以上

問合せ先	事務総局給与局 給与第一課長 佐々木 雅之 電話 (03)3581-1194 (直通)
	課長補佐(調査第一班) 中里 重雄 電話 (03)3581-5311 (内線2515)

## 人事院給与勧告制度の概要

非現業の国家公務員については、民間企業の勤労者と異なり、労働基本権が制約されており、民間のように労使の交渉により自らの勤務条件を決定することができないことから、その**代償措置として人事院の給与勧告が設けられている**。給与勧告を通じて職員に適正な給与が確保されることは、労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

人事院は、国家公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、国家公務員の給与について民間に準拠すること、すなわち**国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること**を基本として勧告を行ってきた。公務員給与と民間給与との比較においては、単純な給与の平均値によるのではなく、**同種同等の者同士を比較**している。また、民間企業従業員の給与をできる限り広く把握し、公務員の給与に反映させるため、平成18年から比較対象企業規模を100人以上から50人以上に変更している。さらに、本年から比較対象とする産業を拡大するなど民間の産業構造、組織形態の変化等に対応した見直しも進めている。

給与勧告では、国家公務員の給与水準の改定のみならず、**給与制度の見直し**にも努めてきている。

近年では、国家公務員給与に民間の地場賃金を反映させるための地域間給与配分の見直し、職務・職責に応じた俸給構造への転換、勤務実績の給与への反映の推進など、俸給制度、諸手当制度全般にわたる抜本的な改革である給与構造改革を、平成18年度から平成22年度までの5年間で逐次実施したところである。

さらに、近年の勧告においては、世代間の給与配分を適正化する観点から、公務員給与が民間給与を上回っている50歳台後半層について給与水準の上昇を抑制する施策を講じてきている。

# 給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に国家公務員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

## 国家公務員給与の調査

個人別調査

### 4月分給与

約26万人  
(新規採用者等を除く)  
全員を対象

各地域において  
有識者、中小企業  
経営者等と意見交換

各府省、職員団体等の  
要望・意見を聴取

## 国家公務員(行一)と民間の月例給を比較

役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較  
(ラスパイレス方式)

情勢適応の原則  
(民間準拠)

水準の改定、俸給制度・諸手当制度の見直し

人事院勧告

内閣  
(勧告の取扱い決定)

法案提出

国会  
(給与法の改正)

## 民間給与の調査

企業規模50人以上かつ  
事業所規模50人以上の  
事業所を实地調査

母集団事業所  
約50,200事業所のうち、  
約11,100事業所を調査

従業員別調査

### 4月分給与

約47万人を対象

事業所別調査

給与改定や  
雇用調整等の状況

### ボーナス

(前年8月から当年7月まで)

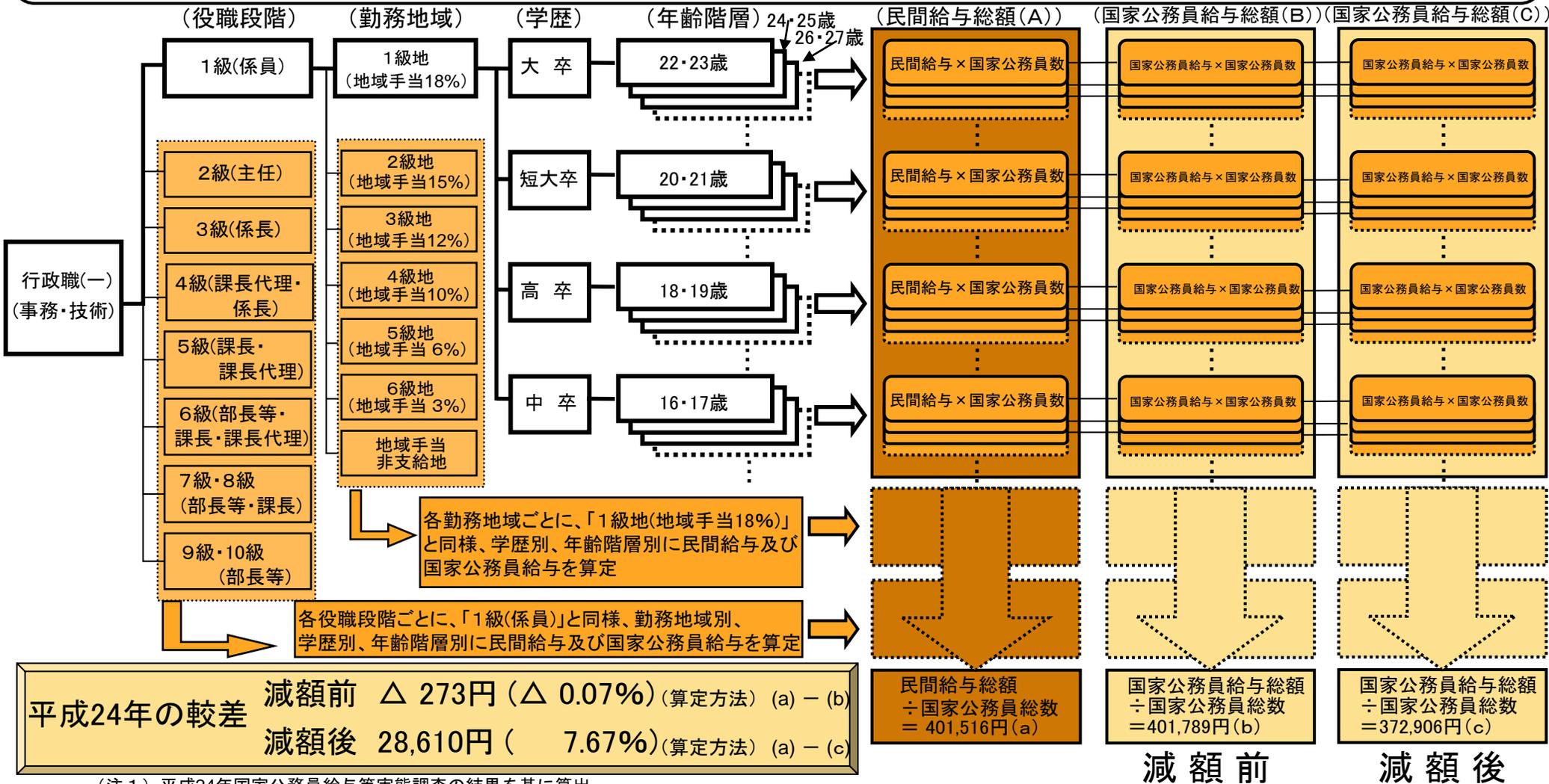
国家公務員の特別給の支給月数と  
民間の特別給の支給割合を比較

※調査事業所数、調査対象者数は平成24年調査のもの

# 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の国家公務員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、国家公務員の支給総額(本年の場合、給与減額支給措置による減額前(B)及び減額後(C))に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の国家公務員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに国家公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 平成24年国家公務員給与等実態調査の結果を基に算出

(注2) 平成24年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

(注3) 「減額前」は給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前のもの、「減額後」は同措置による減額後のものをいう。

### 第3 給与制度の改正等

#### 3 産業構造、組織形態の変化等への対応

本院は、昨年の報告において、官民の給与比較に関する課題として、近年の民間における産業構造や組織形態の変化等の動きに対応していくことに言及した。

この対応の一環として、本年の「職種別民間給与実態調査」において、係長の定義の見直し（部下数要件の廃止）を行ったところであり、今後、残る課題についても検討を進めていくこととする。

「職種別民間給与実態調査」においては、官民の給与比較の対象としている事務・技術関係職種の従業員が少数であると考えられる産業については、これまで調査効率の観点から調査の対象としていない。しかし、製造業の占める割合が減少する等、民間の産業構造に変化が見られるところであり、現在、調査の対象としていない産業における事務・技術関係職種の状況を把握した上で、調査の信頼性を保ちつつ、調査の対象とすることが可能であると認められる産業については、平成25年調査から調査の対象に加えることとしたい。

また、現在、「職種別民間給与実態調査」においては、部長、課長等のライン職に部下数等の定義を設け、それを基準として職責が相当するスタッフ職についても、調査の対象としているところである。このような方式としているのは、職名が同じでも各企業において職責が区々であることから、客観的な指標が必要であることによるものである。

近年の民間企業の状況を見ると、組織のフラット化等により、従来の基本的なライン職が置かれていない事業所も見受けられる。官民の給与比較の納得性や信頼性を高めるためには、このような定義に該当しない事務・技術関係職種の従業員の給与の状況をより広く国家公務員給与に反映させることが求められていると考える。

こうした民間企業における組織のフラット化等への対応については、来年度から措置することを念頭に、有識者等の意見も聴取しつつ、調査対象職種の拡大や官民の給与比較を行う際の職種の対応関係の在り方等について検討を進めていくこととしたい。

## 平成 25 年 春 季 賃 上 げ 妥 結 状 況

### 1. 経団連調査（平成25年春季労使交渉業種別回答[了承・妥結合]一覧）

大手企業、業種別（加重平均）

業 種	平成25年（4月5日公表）			平 成 24 年		
	社 数	回答・妥結額	増 減 率	社 数	回答・妥結額	増 減 率
	社	円	%	社	円	%
非鉄・金属	0	—	—	4	5,508	1.81
食 品	5	5,361	1.73	5	5,487	1.75
織 維	15	5,677	1.89	14	5,621	1.86
紙・パルプ	5	4,893	1.58	3	4,786	1.51
印 刷				0	—	—
化学(含硫酸)						
ゴ ム	2	5,173	1.75	2	5,063	1.71
鉄 鋼						
機 械 金 属	1	—	—	2	6,851	2.38
自 動 車	3	6,839	2.06	3	6,849	2.03
車 輛						
造 船						
商 業	2	(従) 6,671	1.73	1	(従) —	—
私 鉄 [ J R ]	2	—	—	2	—	—
通 運	0	—	—	1	—	—
総 平 均	35	6,203 ( 5,358 )	1.91 (1.82)	37	6,240 ( 5,330 )	1.94 (1.76)

- (注) ①調査対象は、主要21業種・大手240社。東証一部上場、従業員500人以上が原則  
 ②11業種86社（35.8%）で回答が出ているが、このうち51社は平均金額不明などのため集計から除外  
 ③上記回答・妥結額は、定期昇給（賃金体系維持分）等を含む  
 ④平成24年の数値は、平成24年4月6日付第1回集計結果  
 ⑤総平均欄の（ ）は単純平均  
 ⑥（従）は従業員平均（一部組合員平均を含む）  
 ⑦集計社数が2社に満たない場合など数字を伏せた業種があるが、平均には含まれる

### 2. 連合調査 <平均方式>（加重平均、組合員平均）

規 模	平成25年（4月2日公表）			平成24年同一組合実績 (対前年同期比)		(参考)24年調査最終結果 (全組合)	
	組 合 数	回 答 額	率	回 答 額	率	回 答 額	率
計	1,456	5,291 円	1.81 %	5,240 円	1.81 %	4,963円	1.74%

### 3. 東京都調査（加重平均）

規 模	平成25年（4月12日公表）			平成24年同一労組	(参考)24年調査最終結果	
	件 数	妥 結 額	率	妥 結 額	妥 結 額	率
1,000人以上	99	5,118 円	1.67 %	/	5,288 円	1.70 %
300~999人	38	4,621 円	1.66 %		4,991 円	1.73 %
299人以下	55	5,404 円	1.83 %		5,582 円	1.83 %
計	192	5,098 円	1.67 %		5,066 円	5,273 円

- (注) 1 調査対象は、都内に所在する1,000の民間労働組合。原則として組合員平均。  
 2 平均賃上げ方式で集計可能な要求提出は358件、うち妥結が192件、回答48件。

平成24年の年末一時金、平成25年夏季一時金の状況  
(各欄下段の括弧内は前年同季比)

		平成 25 年 夏季	平成 24 年 年末
<b>毎月勤労統計調査</b> ・対象は30人以上の事業所 ・額は、賞与支給事業所の全常用労働者（パート、賞与非支給者を含む）の1人当たり平均支給額 ・数は、賞与支給事業所ごとに算出した所定内給与に対する賞与の割合の1事業所当たり平均 ・額の前年比は、抽出替え等の影響を修正した指数による比較	額		421,273円 (△1.1%)
	月数		1.13月 (±0.00月)
<b>厚労省調査(主要企業)</b> ・対象は資本金10億円以上、従業員1000人以上の主要企業 ・妥結額の組合員1人当たり加重平均 ・前年比は同一労組間の比較	額		745,471円 (△2.26%)
<b>経団連調査(大手企業)</b> ・対象は東証一部、従業員500人以上の企業 ・妥結額の組合員1人当たり加重平均	額		778,996円 (△2.95%)
<b>連合調査(全規模)</b> ・対象は連合傘下の組合（全規模） ・回答・妥結の額・数の組合員1人当たり加重平均 ・前年比は同一労組間の比較  ※平成25年夏季は、第3回回答集計（4月2日公表）のもの（一時金の集計としては1回目）	額	680,159円 (1.85%)	673,542円 (△2.40%)
	月数	2.17月 (+0.04月)	2.29月 (±0.00月)
<b>東京都調査(規模計)</b> ・対象は都内の1000組合 ・妥結額・数の組合員1人当たり加重平均 ・妥結額の前年比は同一労組間の比較	額		686,462円 (△0.52%)
	月数		2.18月 (△0.08月)
<b>日本経済新聞社調査</b> ・対象は上場企業、有力非上場企業 ・組合員平均、従業員平均、モデル方式による妥結額の加重平均	額		724,294円 (△3.08%)